慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	干宝晋紀考
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1969
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.8 (1969.) ,p.285- 316
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000008-0285

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

干宝晋紀考

尾崎　康

一

編年体史が春秋左氏伝にはじまり、常にこれに範を求めてきたことは論を俟たない。またある意味では、司馬遷はこれに対抗して紀伝体を創始したともいえる。そして、史記の出現によって、この二体が史書の中心となった。さらに、漢書を経て、紀伝体が正史と目されるにいたり、これにたいして春秋を継ぐものとして、後漢以後、とくに六朝時代に、編年体史の編纂が相次ぐのである。

史通の六家篇（巻一）の左伝家には、この編年体史論が要約されている。そこには、後漢から北斉まで、毎代かならず編年の国史が編纂されたとして、荀悦漢紀三十篇、張璠（後漢紀三〇巻）、孫盛（魏氏春秋二〇巻）、干宝（晋紀二三巻）、徐賈（徐広晋紀四五巻）、裴子野（宋略二〇巻）、呉均（斉春秋三〇巻）、何之元（梁典三〇巻）、王劭（北斉志一〇巻）の名が挙げられている。(1) 隋書経籍志史部の古史の項には、なおこれに倍する数の編年体と思しい国史が著録されていて、その書名は、国号の下に春秋といい、また紀、略、典、志などといい、春秋左伝とおなじ三十巻という巻数もめ

だつ。

そして、史通は、左伝の伝の義を、経の趣旨を受けてこれを後人に授けること、来世に伝え示すこと、また訓釈の意味があることとしたうえで、およそ編年体の特質は、その言が簡にして要を尽くし、その事が詳かにして博い内容を持つことであり、祖述の形式として、もっともすぐれたものであるという。このことは、つぎの二体篇（巻二）において、紀伝体と対比し、短所とあわせてやや具体的に述べられている。それを要するに、同じ事件、異る事象でも、年代的な順序や関係が明らかにされ、重複を避けうるが、あまりに政治史中心となり、経済、文化などの面は、事象、人物ともに記載しにくい、といったところであろう。

ところで、この時代の編年体史の先駆となった荀悦の漢紀三十巻は、後漢の建安五年に献帝の勅命によって、紙筆や書吏まで給せられて編纂されたのであるが、その動機は班固の漢書の文が繁雑にすぎ、しばしば重複がみられるからであり、これを抄録してその要を略挙し、記事の内容と量それぞれのバランスをはかり、年月に繫けて、左伝の体に依ったものである（漢紀序、後漢書巻六二荀悦伝）。晋の袁宏も、後漢書が煩穢雑乱なために後漢紀を撰した（後漢紀序）。晋紀の著者の干宝が、左伝はわずか三十巻のうちによく二百四十年のことを網羅して遺漏がないとして、司馬遷よりも左丘明を絶賛したという（史通二体篇・巻九煩省篇）のとおなじく、まず簡潔であることがもっとも重んじられたものであろう。漢紀もまた、前漢二百四十年の歴史を三十巻に要約して、隋書経籍志によれば、やはり「漢書文繁難省」のために春秋の体に作ったのであるが、文章は簡約にして内容は詳密、弁論もすぐれていて、大いに世に行なわれたといい（史部古史）、劉知幾も、歴代、漢紀は左伝を踰える評判をえてきたと証言している（史通二体篇）。

このように、後漢以後の編年体史は、まず紀伝体史が存在するものについて、旧書を約集し、書志列伝をとり、こ

れらを総合して帝紀一本とし、記事の重複出入を省要し、その文を刪略し、その何分の一かの三十巻ほどに纒めあげられたものである。したがって、編年体史が当初は古史と称し、また晋の乗、楚の檮杌、魯の春秋、虞夏商周の書と揆を一にするといわれたように、第一にその年代記的な簡明さ、便宜性を買われたことには、疑問の余地がない。しかし、この漢紀からして春秋左伝を規範とし、また晋代以降には、いささか流行の嫌いがあるにしても、書下しの編年体史が相次いで編纂され、それが世間に歓迎されるにいたったのは、単に巻数が少く、すべての事件、事象が年月の順に整理されていて、通読しやすいだけでないことは当然であって、春秋左伝が凡例をたて、義を通ぜしめたところを認め、その体例を重んじたからであろう。そこには、分裂し、さらに興亡をくりかえした時代の要請があろうし、また、史学が独立し、多数かつ多種の史書を生んだこの時代の諸要素が、編年体史にも多くの問題を投じていると考えられる。これらの書の多くは佚亡してその姿を留めないが、良史と評されたという晋の干宝の晋紀と梁の裴子野の宋略、陳の何之元の梁典がわずかな佚文のなかにその総論を残しいて、この問題を考える手がかりをあたえるであろう。今回は、そのなかでも佚文の輯本をもつ晋紀をとりあげて、いささか考えてみたい。

二

干宝は、東晋の初頭、太興二、三年（三一九、三二〇）ごろ、著作郎に任ぜられ、国史の撰修にあたった。(2) すなわち中書監の王導は、晋朝中興の草創にしていまだに史官が置かれていないために、

夫帝王之迹、莫不必書、著為令典、垂之無窮。宣皇帝廓定四海、武皇帝受禅於魏、至徳大勲、等蹤上聖、而紀伝不存於王府、徳音未被乎管絃。陛下聖明、当中興之盛、宜建立国史、撰集帝紀。上敷祖宗之烈、下紀佐命之勲、

務以実録為後代之準。厭率土之望、悦人神之心、斯誠雍熙之至美、王者之弘基也。宜備史官、勅佐著作郎干宝等漸就撰集。（晋書巻八二干宝伝）

と上疏し、元帝はこれを納れて、干宝に国史を領せしめた。そして、干宝は晋紀を著したものと思われる。

その晋紀は、唐宋の間に亡佚して、ほとんどその内容を窺いしることができない。しかし、南朝宋の何法盛の晋中興書（文選巻四九李善注所引）、現行の唐修の晋書（巻八二干宝伝）、史通（巻一二古今正史篇）などに「自宣帝迄于愍帝、五十三年」とあるから、西晋四代五十三年の編年体の通史であり、それに宣帝（司馬懿）、景帝（師）、文帝（昭）の三祖を含めて、七帝（史通古今正史篇）紀から成っていたものと思われる。

それは、湯球（広雅書局叢書史学・晋紀輯本）、黄奭（漢学堂叢書子史鉤沈史部別史類）の輯本に輯集された佚文をみても、およそ確認できる。この晋紀の佚文は、文選巻四十九史論の二千七百字をこえる長文の総論と、その李善注の四十条ほどの引用文をはじめ、比較的多量が輯録されている。湯球は、これを記事の内容によって七帝紀に分類している。黄奭の分類はそれよりやや複雑であり、かつ、個人に関する記事を、湯球はときにはかなり強引に各帝紀に編入したのにたいして、黄奭は個人ごとに別に集めたので、むしろ紀伝の体をなしている。しかし、いずれにしても総論以外は断片であり、なお原書の何十分の一にしかすぎまい。

晋紀の巻数は、隋書経籍志（史部古史類）、史通古今正史篇に二十三巻、晋書干宝伝に二十巻、旧唐書経籍志（史部編年類）、新唐書藝文志（史部正史編年類）に二十二巻などとあって、いずれか定かではない。そして、この両唐志にさらに「劉協注六十巻」とあるのは、本文、注文ともに三十巻づつの構成かとも思われ、清の丁国鈞の補晋書藝文志（二十五史補篇所収）などにときに三十巻説がみられるが、その根拠をはかりかねる。

三

晋紀総論は、晋紀の扱う西晋史の総論である。具体的な歴史記録は、本文の各帝紀に詳述されたのであろうが、総論は、文選のこれを収めたところの呂向の注に、「此論自宣帝至愍帝、合其善悪而論之、是名総論」とあるように、それらを総合し、西晋一代の諸帝にたいして、評価と批判をあたえたものである。

これは、史論として、また帝王論として、評判がたかかったらしく、六朝唐の関係主要図書にしばしば収録されている。

まず、文選巻四十九史論上に、おなじ干宝の論晋武帝革命とともに、おそらく全文の二千七百余字がある。また、巻五十八の謝玄暉の斉敬皇后哀策文のなかの李善注に、わずか四字の引用がある。

ついで、現行の唐修の晋書巻五孝愍帝紀の巻末の史臣曰のなかに、やはり西晋史の総論として、ごく部分的な刪略は随所にあるが、全体にわたってその大部分が掲げられている。

資治通鑑は、それよりはるかに削って三分の一にも充たないが、巻八十九晋愍帝紀建興四年十一月の条のおわり、つまり愍帝が弑せられて西晋が滅亡したところに、その理由を論じた部分を中心として、たくみに抜萃要約しており、とくに官僚貴族の元康放縦の風を非難するところに、論点をおいているかにみられる。

それから、群書治要巻二十九晋書上の晋恵帝の注に、首、中、尾の一部を省いた半分ほどが収録されているが、これも主に西晋の衰退を難じたところで、おなじく干宝の論点がここにあることを示している。

そのほか、藝文類聚巻十一帝王部総載帝王の論と、初学記巻九帝王部総敍帝王の論に、とくに帝王論としての要素

の濃い部分がとりあげられている。また、太平御覧巻三百兵部に、干宝晋紀論三十字の引用がある。

晋紀総論は、西晋史総論であり、西晋の諸帝を例にとった帝王論であるから、そこから干宝の史観を窺い知ることはできる。したがって、まずこれを要約すると、ほぼつぎのごとくである。(3)

まず、高祖宣帝（司馬懿）、世宗（師）の覇業達成の経緯、創業期の功績をいささか象徴的に説き、この基盤の上に、武帝が皇極を享け、さらには統一を完成し、洽（あまね）からずといえとも太平をもたらしえたとする。ところが、ひとたび武帝が崩ずるや、恵帝以下の統治は権威なく、后王権臣の専権や叛乱を招いて、一挙に衰退し、戎羯に蹂躙されることになる。このとき、晋朝の国力はけっして弱体でなく、匈奴や羯は烏合の衆で、その将も高祖に対した孫権や諸葛亮の比ではないのに、これらに脆くも敗れたのは、統治者の無能無策、そしてそれに輪をかけた権力争いによる。

古先の哲王は治道の理を知悉していたが、干宝は、しきりに詩を引き、多くの古典の語を用いてこれを説く。それは、おのずから古代の、とくに周の諸王の徳治を讃え、それと対照的に、晋の退廃を糾弾することになる。社稷の永続は、道徳典刑が整い、民情風教が安んじているからこそで、その間にときに暗君がでても、その基盤が揺らぐことなく、天下は保たれたのである。しかるに晋は、王朝の基が薄く、朝に純徳の人が少く、官は私利貸欲のために用いられ、学は六経を退けて荘老を旨とし、みな虚蕩を談じ、放濁を行なって、風俗が淫僻に堕し、礼法刑政も大いに壊れるに至った。と。

天下の政はすでに去り、晋朝はもはや道を弘むるの任に堪えられず、上帝すらこれを見離したのであるから、命世の雄でなければこれを取ることはできない。干宝は、その事情を述べ、みずからの仕える東晋の中宗元皇帝に大命の重集したことを示して、論を締めくくっている。

文選をはじめ多くの書に採択されただけに、堂々たる西晋史総論であるが、もとより政策論が含まれるべくもなく、帝王論として評価するものさえあるように、ほとんど政権というものを対象としているのもやむをえない。そして、その内容は、三祖の功業と武帝の即位、呉を平定しての統一の達成までは、その冒頭に大いに称賛しているものの、結局、西晋滅亡論である。したがって、西晋王朝に存在したあらゆる政権とその支持層に、これを滅亡させた責任がある、という考えかたが根底にみられる。晋朝の創業についても、周が十五王を経、天下の三分の二を有し、八百の諸侯がその傘下に来り会しても、なお殷に仕え、紂王の暴を伐たなかったのにたいして、晋ははやくも師、昭の二祖が受禅を迫り、わずか三代の炎にいたって功をなさんとしたとして、その基礎が脆弱であったことを指摘している。さらに、そのうえにおこった楊后と楊峻、賈后と賈充、八王の乱などの外戚、諸王の専恣、争闘、そして、これらに背を向けて貴族層が耽ったいわゆる元康放縦の風、五胡の侵攻に脆くも潰滅した将兵の堕落を、干宝は強く非難したのである。

この晋紀総論については、すでに竹田晃氏の詳細にして的確な紹介と史観の考察がある。干宝試論――「晋紀」と「搜神記」の間――（東京支那学報第一一号・一九六五年）である。そこでは、干宝の史観は典型的、伝統的な儒家思想にもとづき、老荘の学説や玄談の流行に強い反撥の示されていることが、明確に指摘されている。そして、氏の結論は、推論、試論と謙遜されているが、晋紀を中心にいえば、干宝が王導の知遇をえて、晋朝という体制のなかで、公人として、漢易の系統を引くかれの陰陽思想を抑えて、確乎たる儒家的な政治観、歴史観をもって晋紀を撰し、その完成後の解放感が、私撰の志怪小説たる搜神記に展開して行なったのではないか、というものである。

わたくしも、基本的にまったく同感であるが、氏が今後の課題とされた六朝史家の思想的系譜という問題と絡ん

で、晋紀と搜神記とは、並行して、または先後が逆転しても書かれえたと考える。これらの点も、のちに一括して考えるとして、先に劉知幾の晋紀観を通じて、晋紀を見ておきたいと思う。

四

さて、晋紀の評判はたかかった。晋書干宝伝と史通古今正史篇は、簡略にして能く婉、当事の人はみな良史と称賛したといい、劉知幾自身も、なお不満もあるが、すこぶる簡約にできていると褒めている（史通巻五載文篇）。そして、本文が簡潔というにとどまらず、文選の史論に、晋武帝革命論と晋紀総論が採択されたように、その論賛もすぐれていた。何法盛の晋中興書は、評論切中にして、みな善くこれを称したといい（文選巻四九李善注）、劉知幾も、あまたある唐以前の史書のうち、後漢書の范曄、宋略の裴子野とこの干宝とを、そのもっとも善いものとしている（史通巻四論賛篇）。この二点は、編年体史としてとりわけ重要な長所であったと思われるが、それをもたらしたものは、むろん干宝の史才によるとはいえ、やはり干宝が左伝を尊崇し、その精神と体例を継承しようと努めた結果とみられる。

干宝の歴史の方法についての論議は、晋紀総論よりも、史通巻八書事篇に明らかである。

まず、歴史になにを取りあげるかであるが、干宝は立典の五志として、体国経野之言、用兵征伐之権、忠臣烈士孝子貞婦之節、文誥専対之辞、才力技芸殊異 をあげているという。これは、かならずしも晋紀に序したものかわからないが、史通には、その前に荀悦の五志が掲げられていて、この両者を併せて述べている。そして、この内容をみると、干宝も荀悦の意を承け、その欠を補ったものと思われる。すなわち荀悦は、漢紀の序において漢紀編纂の動機、目的、形式などを述べたあとで、巻一高祖紀の冒頭に、立典に際しての五つの志意として、達道義、彰法式、通古

今、著功勲、表賢能をあげている。したがって、この荀悦の前三者によって、歴史、とくに編年体史編纂の態度や方針が明らかにされ、その余と干宝の五志とで、対象とすべき記事内容の概略と、それを扱う方法が総括されることになる。すなわち、道義を達し、法式を彰かにしつつ、古今を通ぜしめることが、漢紀、晋紀を通じて、修史の目的であり、態度であろう。そして、その対象は政治と人物であり、さらに具体的にいえば、政治、経済、軍事、外交とその詔勅、言辞、文書、それに政事、軍事の功労者、忠臣、烈士、賢能、孝子、貞婦、特殊な才能や技術の持主を歴史にとどめるというのである。

荀悦は、序においても漢紀には法式のあることを強調しているが、形式、内容ともに左伝にならったことは、序の全文に顕らかであり、すくなくとも六朝唐においては、漢紀が左伝を凌ぐ評判をえたとさえいわれる。晋紀も、おそらくこれを承けて、左伝の体例を重んずる。現存の断片的な晋紀の佚文からは判断しにくいが、劉知幾によればつぎのような例がある。

まず、漢紀、後漢紀についで編年体をとったことである。

昔干宝議撰晋史、以為宜準丘明、其臣下委曲、仍為譜注。於時議者、莫不宗之。（史通巻二載言第三）

干宝が王導に推挙されて史官となり、晋史の編纂を立案したときの論議であろうから、これがかならずしも晋紀をさすとは限らないが、晋紀がこの考えにたって撰録されたことには疑いの余地がない。丘明に準じたというのは、編年体を踏襲したことである。この帝紀の記事に関連する臣下、つまり功勲、賢能、忠臣、烈士、孝子、貞婦、才力、技藝については、譜注の形でかなり詳述もされたようであるが、晋紀の佚文に、正史列伝のごとく、諱、字、本貫、経歴につづいて、事件などの纒まった記事が散見するのは、この残痕と思われる。荀悦の漢紀には自注がないが、干宝

が譜注を添える形式を採ったことは、裴松之の三国志注、劉孝標の世説新語注に連なるものとして注目を要し、しかも、それがあらかじめ構成された自注であり、一書全体を通して、編年体の帝紀と君臣個人の譜注の関係にあること、そして、この干宝の提議にたいして、東晋初頭の当時の議者がすべて賛同したということには、いっそう注目すべきである。紀伝体史が主流となったときに、その簡略化を旨とし、古史への回帰を志向する精神が、貴族制の進展とそれに伴う家伝、氏譜の尊重の世相と混合して、このような折衷的な新形式を生みだし、その故に当時の評判をかちえたものであろう。しかも、干宝は、簡潔な帝紀を譜注によって適切に説明し、春秋左伝の経と伝との関係に擬えたつもりではなかったかと思われる。

編年体は、紀伝体の伝、表、志などを欠く。これらは、ある程度まで本紀のなかに盛りこまれて補われるわけであるが、紀伝体にくらべれば、質量ともに相当の制約を受けることがやむをえない。そのうち伝については、干宝が王朝の功臣を積極的に顕彰しようとする意図をもち、それをこの譜注という形式で援用して、かなりの成功を収めたものと思われる。しかし、制度や社会的経済的な事象については、その制定やそのための詔勅などを年月に繋けることはたやすくても、その沿革はきわめて説きにくく、また、干宝の立典の五志によれば、これらにたいする関心が薄いようにみえる。西晋史においても、占田制や九品官人法をはじめとして、わたくしどもの関心の深く、かつ資料の乏しい問題は多いのであるが、これらの分野については、編年体史は、とりわけ不十分な一面を避けられないであろうし、晋紀が実際にこれらをいかに敍述したのか知るべくもないが、その短所はなんら解決できないままのものであったとは、十分に想像されるところである。

五

つぎは、左伝に則って凡例をたてたことである。

夫史之有例、猶国之有法。国無法則、上下靡定、史無例則、是非莫準。昔夫子修経、始発凡例、左氏立伝、顕其区域、科条一辨、彪炳可観。降及戦国、迄乎有晉、年踰五百、史不乏才、雖其体屢変、而斯文終絶。唯令升先覚、遠述丘明、重立凡例、勒成晉紀。鄧粲孫盛已下、遂躡其蹤、史例中興、於斯為盛。……必定其臧否、徵其善悪、干宝范曄、理切而多功、……。（史通巻四序例第一〇）

凡例とは史の例則であり、是非の基準である。孔子が春秋経にはじめて凡例をたて、左氏が伝に具体的に区域、科条を明らかにしたものである。以後五百年、これが廃れてしまっていたのが、干宝字は令升にいたって、左伝に則って、凡例を重んじて晉紀を書いた。これが流行となり、史例が中興したが、そのなかではやはり干宝と范曄のものが、理に適い、功を収めたといえる。と。

このことは、すでに文心雕龍の史伝（巻四）に指摘されていて、晉代にはじめて条例を立てたのは鄧璨の晉紀だとしているが、劉勰も、干宝の晉紀を審正をもって序を得たと評している。それは、資料の撰択、批判から、その編成、構成までを含めてのことであろうが、干宝の左伝への傾倒は相当なもので、形式面についてのことながら、劉知幾の毒舌の対象にされたところもある。

孫盛の魏陽秋と晉陽秋は、干宝にやや遅れて成り、これも簡約なできばえを認められているが、この両書は、毎年の冒頭がかならず「某年春帝正月」で始まっているという。書名から春秋に倣ったあげくに、周朝の魯国の書法を、

独立王朝の魏晋に適用した矛盾であるが、干宝にもこれに類した誤りがある。統一王朝の晋帝の葬を、わざわざ「葬我某皇帝」と断っているというのである。

当春秋之世、列国甚多、毎書他邦、皆顕其号、至於魯国、直云我而已。如金行握紀、海内大同、君靡客主之殊、臣無彼此之異。而干宝撰晋紀、至天子之葬、必云葬我某皇帝。且無二君、何我之有、以此擬春秋、又所謂貌同、而心異也。（史通巻八模擬第二八）

湯球はこれを応用して、その輯本に、「葬我武皇帝」（太熙元年五月）「葬我孝恵皇帝」（元熙元年一二月）の二例をたてている。

なお、晋帝の呼称については、現存の晋紀佚文は、諸書に引用された際にその箇所を少しく改変されたもののようで、本来はどのような例が用いられていたか確認しがたい。たとえば、三祖については、文選の李善注は、高祖、世宗、太宗とと廟号であり、三国志注や太平御覧は宣王、文王と謚に王をつけている。

右の例は単に形式の模倣にすぎないが、

蓋左氏為書、敘事之最。自晋已降、景慕者多、有類效顰、弥益其醜。然求諸偶中、亦可言。

として、つぎに晋紀の書法が左伝に比肩せしめられたものもある。

蓋君父見害、臣子所恥、義当略説、不忍斥言。故左伝敘桓公在斉遇害、而云「彭生乗公、公薨於車」。如干宝晋紀、敘愍帝歿於平陽、而云「晋人見者多哭、賊懼、帝崩。」以此而擬左氏、所謂貌異而心同也。（史通巻八模擬第二八）

魯の桓公が、その十八年四月、夫人姜氏と斉に如き、その兄の斉侯と酒宴ののち、その意を受けた公子彭生に車上

に暗殺されたことを、左伝は右のように記すのみであった。干宝は、前趙の劉氏に長安で補えられ、屈辱の扱いを受けて平陽に殺され、しかも晋紀の幕切れとなった愍帝の死を、それとおなじ筆法をもって記したというのである。

もう一つ、先の「葬我某皇帝」に続いて、「貌同而心異」の例がある。

狄滅二国、君死城屠、斉桓行霸、興亡継絶。左伝云「邢遷如帰、衛国忘亡。」言上下安堵、不失旧物也。如孫皓暴虐、人不聊生。晋師是討、後予相怨。而干宝晋紀云「呉国既滅、江外忘亡。」豈江外安典午之善政、同帰命之未滅乎。以此而擬左氏、又所謂貌同而心異也。

ともに亡んだのを忘れたにしても、復古の喜びをえたものと（左伝閔公二年）、征服者の善政、つまり亡国を喜んだものとでは、まったく意味が相反し、干宝が「忘亡」の語を用いるのはあたらないというのである。

また、章宗源の隋書経籍志考証には、晋紀佚文にみえる

成済問賈充曰、事急矣、若之何。（三国志魏志巻四三少帝紀注所引）

宣王謂蔣済曰、智嚢往矣。（三国志魏志巻九曹爽伝注所引）

文王謂曰、元伯、卿何以処我。（三国志巻二二陳泰伝注所引）

王経正直、不忠於我、故誅之。（世説新語巻五賢媛篇注所引）

諸葛誕、弐於我。（文選巻四九晋紀総論注所引）

などは、いずれも左伝の辞の模擬であると指摘されている。

このように、晋紀は左伝に影響されるところがすこぶる大きい。干宝は、歴代の諸家の歴史を詆って、ひとり左伝のみを尊重し（史通巻二二体篇、巻九煩省篇）、晋紀の敍例中にも左伝を師範としたことを明記してあったという（史通

巻一四申左篇原注)。そして、晋紀は多少の行きすぎはあったにせよ、その構成も記事の内容も論賛も、簡約にして的確と評価されたのである。それは、いうまでもないが、干宝が左伝に精通していたからであって、晋書の干宝伝には、春秋左氏義外伝を為って世に行なわれたとあり、隋書経籍志によれば、春秋左氏函伝義十五巻と春秋序論二巻の二著のあったことが知られる。前者はその注釈、それもやはり集注であろうし、後者は、杜預の春秋釈例のごとき、その凡例筆法を説明したものであろう。そして、杜預の春秋経伝集解が著されたのは西晋の初頭であるが、東晋の初頭にあって、干宝が杜預を敬慕し、かつ干宝にかぎらず、当時の社会がなお左伝を尊重したことが知られる。(4)

六

晋紀総論のなかに、西晋における玄談の流行や老荘の徒にたいする非難の一節がある。冒頭の 又加之 とは、先述の晋の受禅が早きにすぎ、王朝の基礎が脆弱であったことをさす。

又加之、朝寡純徳之士、郷乏不二之老。風俗淫僻、恥尚失所。学者以荘老為宗、而黜六経。談者以虚薄為弁、而賤名検。行身者以放濁為通、而狭節信。進仕者以苟得為貴、而鄙居正。当官者以望空為高、而笑勤恪。是以目三公以蕭杌之称、標上議以虚談之名。劉頌屢言治道、傅咸毎糾邪正、皆謂之俗吏。其倚杖虚曠、依阿無心者、皆名重海内。

というもので、これは当時の官僚社会の風潮をよく表現しているとして、しばしば引用されるものである。とくに、裴頠の崇有論などがとりあげられないで、劉頌や傅咸ら儒家の批判が通俗と侮蔑されたことを、干宝は嘆く立場にいる。

干宝は、志怪の物語類に深い関心をよせ、搜神記を著したほどであるが、陰陽術数を好み、貴族全盛の時代の知識人として、劉惔ら玄談界の中心的な人物とも交友し、さらに王戎、王衍らと同族の琅邪王氏で、みずからも興味をもち、その邸宅が清談家のサロンとなって、名流の貴游の士を集めたといわれる王導の知遇をえ、その後援によって史官になったのであって、老荘思想に関心を寄せなかったとは考えにくい。その干宝が、晋紀総論において、きわめて儒教的な国家観、史観を示すとともに、このように老荘思想の流行を排撃し、また別の箇所でも、「阮籍の行ないを観て礼教崩弛の由る所を覚る」といって非難するのである。このことについては、すでに竹田氏が注目されたところであるが（干宝試論・二八頁）、これは晋紀編纂および執筆の目的にかかわる重要な問題である。

まず、晋紀編纂の目的は、前掲の王導の国史撰修の上疏にみられるとおり、中興期に当って国威発揚を願い、晋朝の存在意義を明らかにするところにあると、竹田氏は説かれた（干宝試論・三二頁）。たしかに創業期、中興期の国家観には異るものがある。いかに正始、元康の自由放達の期を経たのちのこの時代でも、国家主義的な気運の強いものがあろう。それに加えて、わたくしは、東晋の元帝王導政権の正統性の主張を考える。

西晋滅亡当時、それまでもっとも実力のあった東海王越をはじめ、晋室の諸王の大半はすでに殺され、残るものはほとんど実力を持たなかったから、江南にあって地の利を占める琅邪王睿に対抗すべき、すなわち晋朝を再興しうる王はもはやいなかった。そして、有力な遺臣のほとんどが、琅邪王に即位の勧進を行なったという（越智重明・東晋成立に至る過程に就いて・東洋学報三三―三・四・一九五一年）。したがって、大興元年（三一八）三月癸丑の元帝の即位、晋朝再興は、衆望を担ってのことであったが、なにぶんにも懐帝、愍帝が洛陽、長安において相次いで匈奴の劉氏に捕えられ、殺されたとの報をえて、懐帝からは従祖昆弟、愍帝はさらにその甥の関係にある元帝が、そこから遙かに隔

った地に皇位を継承するという異常事態であり、前例のないことであった。だから、元帝と王導の新政権としては、その正統な後継者たることを、あらゆる方法によって表明する必要を痛感していたであろう。前朝の権威ある歴史を編纂することは、そのうちでも有力な手段であった。

このことは、晋紀総論が、天帝は晋朝を見離し、天下の政はすでに去ったものの、なお淳耀の烈はいまだ渝(はな)れず、命世の雄が出ればこれを回復することができ、いま天命は中宗元皇帝に重集した、と結んでいることに明らかである。長文の晋紀総論は、みかたをかえれば、この一行のための序説であると理解することもできるのである。

ついで、晋紀の取扱った時代の性格である。

西晋は、司馬懿、師、昭の三代でほぼ覇業を成しとげたもので、武帝炎が泰始元年（二六五）に受禅し、太康元年（二八〇）に呉を平定して統一を達成してからは、武帝も政治に惓んで、退廃的な傾向を見せはじめた。晋紀総論は、太康年間（―二八九）まではまず太平であったというものの、その太平のうちに奢侈放縦の気風が流れていたのであり、二代恵帝朝以後、それに政権争奪が加わって、衰亡の一途を歩んだのは、総論の批判するとおりである。いわば、干宝の晋紀は西晋の亡国史であり、その事実を克明に敍述したものにほかならない。したがって、干宝は、そこに主としてわずか四代五十三年で滅亡に追いこんだ当事者と諸事情を列挙したことになる。その西晋の滅亡は、しばしば指摘されるように、漢民族にとって、単なる一王朝の滅亡というにとどまらず、夷狄に数千年の故郷たる中原を侵され、天子皇后以下、三万という百官男女が幽閉、凌辱、殺害の憂目に遇って、祖宗の地を棄てたのである。東晋はこれを逃れて苦難の末に江南に落ちのびた流寓の政権であり、干宝は呉人であるが、当時は、この喪乱に直面した直後であり、その惨禍のもっとも生々しいときであったのである。いかに当代の貴族にとって、人生が第一で国家は第

二であるといっても、それは王朝が交替しても貴族の社会的地位の安定があるからのことであって、いまや夷狄の侵寇に追われ、その殺戮に脅されて、かれらとて、なによりも国家を考えねばならぬときにたちいたっていたであろう。

したがって、干宝の修史の立場、態度、その史観が、ある程度の規定を受け、ある方向に傾くのはやむをえない。老荘の徒の思想や態度にたいしても、いかに興味を寄せ、好意を持とうとも、これが滅亡の一要因であることを、歴史的な事実として、やはり指摘せざるをえなかったにちがいない。

干宝の非難の対象は、恵帝の元康年間（二九一―二九九）を頂点とする、西晋一代を通じての老荘思想の異常な流行である。曹魏は多分に法家的な国家であったが、正始年間（二四〇―二四八）を中心として、いわゆる竹林七賢の活躍があった。晋室は貴族の出身であり、貴族に擁護されてその地歩を築いた。そして、初代の武帝の性格は寛厚なところがあり、しかも呉の平定以後、太平の風に溺れて政治を顧ず、豪奢な生活に耽ったから、貴族の生活も思想もいよいよ放縦に流れた。そこへ武帝が歿し、暗愚の恵帝をめぐって、宗室と外戚とが熾烈な権力争いを繰りひろげたので、晋紀総論がまずこれを強く非難するのは当然である。しかし、それに加えて、政府に高い官位を占める貴族が、九品官人法などによってその地位に安定性をえたために、この政争を回避して政局から遠ざかり、奔放自由な生活を享楽しようとし、無政府、無秩序とさえいわれる、いわゆる元康の風を生んだのである。

元康の玄学の士は、思想的にも、正始の徒が易老を中心として、なお儒教との妥協をみせたのから進んで、向秀、郭象の注にみられるように、荘子を中心とし、名教を否定し、礼教を無視して、これら徹底した礼法の破壊から、ほしいままな人欲の解放をはかったといわれる。この思想とそれにもとづく奔放な行動が、折から貴族制がようやく確

立され、太平の世に慣れたときとあって、一般貴族層をも、政争の埒外に逃れて、物質的な奢侈からさらに精神的な放縦へと進むよう、大いに助長させたといえるであろう。

この元康の放達の風が西晋を滅亡に追いやったという反省は、それから東晋にかけて、さすがにその色がみられた。右のような思潮の説明とともに、これについて、青木正児氏（清談・岩波講座東洋思潮・一九三四年）、森三樹三郎氏（魏晋における人間の発見・東洋文化の問題第一号・甲文社・一九四九年）はつぎのような例を挙げておられる。

王衍は、七賢の一人の王戎の従弟であり、元康を代表する士である。尚書令、司空、司徒にのぼったが、世事を論ぜず、ただ雅やかに玄虚を詠うのみであって、洛陽陥落のとき、推されて元帥の任にありながら、惨敗の責任を転嫁する言辞を弄したので、相手の石勒が怒って、

君名蓋四海、身居重任、少壮登朝、至於白首、何得言不予世事邪。破壊天下、正是君罪。

と詰り、これを殺すことにした。死に臨んで、当の王衍も、

嗚呼、吾曹雖不如古人、向若不祖尚浮虚、戮力以匡、天下猶可不今日。

と悔いたという（晋書巻四三王衍伝）。そして、永和十年（三五四）、北伐して洛陽に到った桓温が、楼上からその廃墟を眺めて、慨然として、「遂に神州をして陸沈し、百年の丘墟たらしむるは、王夷甫（衍）諸人、その責に任ぜざるをえず」といったとも伝えられる（世説新語軽詆篇第二六）。

また、世説新語（賞誉篇第八）に引く鄧粲の晋紀によれば、

咸和中（三二六―三三四）貴游子弟、能談嘲者、慕王平子（澄）謝幼輿（鯤）等為達。（卞）壺厲色於朝曰、悖礼傷教、罪莫斯甚、中朝傾覆、実由於此。欲奏治之。王導、庾亮不従、乃止。其後皆折節為名士。

とある。王澄は王衍の弟、謝鯤もともに八達のうちに数えられる。東晋朝が少しく安定すると、はやくも貴族の子弟には元康の任放の風を慕うものがあらわれ、硬骨の卞壼が、これこそ中朝を傾覆させたものとして、はげしく怒ったというのである。

干宝が史官に任命された東晋の初頭は、いうまでもなく西晋滅亡の惨禍のもっとも生々しいときであり、元康放縦の風への反省のもっとも厳しいときであった。晋紀の成立は、あるいはこの咸和ごろかもしれない。干宝は、搜神記巻七にも、元康ごろのこのような思潮や風俗を晋の禍徴、胡狄の中国を侵す萌などと予言的に記している。いま、あらためて西晋の通史を敍述し、その衰亡の過程を展望して、その原因を考えたときに、これをいよいよ確信し、非難せずにおけなかったのはむしろ当然である。資治通鑑の撰者も同感し、かつ晋紀総論の論点もここにあると理解して、西晋滅亡の条（巻八九）に「干宝論曰」を掲げたのであろう。(6)

七

晋書巻八十二干宝伝の記事は、搜神記に関することを除くと、あまりに簡略であって、干宝の経歴や思想をさして明らかにしない。新蔡の人で、祖父の統は呉の奮武将軍であり、父の瑩は丹陽丞にとどまり、宝も杜弢の乱の平定に武功をあげた。武門ではあるまいが、この三世のほかに正史に一門の名をみず、宝は著作郎で起家したにしても、寒門といわざるをえない。しかも、明らかに南人であり、家も貧しかったというから、とくに東晋初頭にあっては、南人の元帝政権への参加はかなりあり、干宝は抜擢されたうちにはいるとしても、なお満足すべき立場にはなかったと思われる。少きより学に勤み、博学才器をもって称せられた干宝にしてみれば、北来の貴族にたいする感情、さらに

は西晋時代の貴族観に特殊な要素が加わっていようし、その思想の形成、儒学や老荘思想の理解に、地方的な一面があったかもしれない。

干宝の思想、学術については、狩野直喜博士が、魏晋学術考（一九六八年・筑摩書房刊）に、その文学と易学について、二章を割いて論述されている（一九二六―二八年度講義）。以下、これにもとづくところが多いが、あわせて諸説を考え、この稿の結びとしたい。

隋書経籍志、旧唐書経籍志、新唐書藝文志などによれば、干宝には、晋紀と搜神記のほかに、つぎのような著作があったという。

経・易　周易注十巻　（隋・両唐）　輯本　漢魏二十一家易注・玉函山房輯佚書

周易宗塗四巻梁有、亡　（隋）

周易爻義一巻　（隋・両唐）

礼　周官礼注十二巻　（隋・両唐）　玉函山房輯佚書

周官駁難三巻梁有、孫琦問、干宝駁、晋散騎常侍虞喜撰（隋）

周官音注一巻　（隋書経籍志補）　玉函山房輯佚書

後養議五巻梁有、亡　（隋）

春秋　春秋左氏函伝義十五巻（隋）　春秋義函伝十六巻　（両唐）　玉函山房輯佚書

春秋序論二巻（隋）　一巻（両唐）

史・職官　司徒儀一巻梁有、亡（隋）　儀注　司徒儀注五巻　（両唐）　漢学堂叢書晋紀附

儀注　雑議五巻　（両唐）

子・儒家　干氏十八巻梁有、亡（隋）　正言十巻　（両唐）

立言十巻　（両唐）

集・別集　晋散騎常侍干宝集四巻（隋）　干宝集四巻　（両唐）

総集　百志詩九巻梁五巻（隋）　百志詩集五巻（両唐）

いずれも亡佚書で、佚文も少く、十分にその思想を推察させるだけのものがなく、また書、詩に関する著述がないが、この傾向からみても、干宝は、やはりまず儒家であり、そして史家であるということになろう。

しかし、西野真次氏によれば、干宝伝に「性 陰陽術数を好み、思いを京房 夏侯勝等の伝に留む」とあるように、主に唐の李鼎祚の周易集解から玉函山房輯佚書に比較的多く集められた周易注にみられる干宝の陰陽思想は、漢易、とくに斉学の系統をひくもので、その解釈の方法は、卦気五行等をまったく払拭し去った王弼などの易にくらべて、著しく時代遅れであり、迷信的である（搜神記攷・人文研究四―八・一九五三年・八一頁）。晋書五行志に「干宝以為」とみえる二十条たらずの記事は、干宝は時に浮訛の説を載せている、と史通載文篇にあることでもあり、黄奭のいうように晋紀からの引用とも思えるが（漢学堂叢書干宝晋紀後）、事件、風俗、奇怪な現象などをその後の事件の前兆と解釈するものである。さらに、二十巻本の搜神記巻七は、晋書五行志、それも「干宝以為」のない記事までとも重複するところが多いが、これが干宝の筆になったとは疑わしいといわれるにしても、その大半の話が、西晋の衰退、滅亡を予言する凶兆として扱われている。いずれも干宝の関心、目的に共通するものがある。そして、ふたたび西野氏によれば、左伝も易理をもって歴史を解釈し、范寧が春秋穀梁伝集解序に、「左氏豔にして富、其の失や巫なり」という

ように、はなはだ迷信的な記述を用いていることから、干宝が左伝家的な史観にたち、また搜神記を撰述したのも、たがいに強固に結びついているという（搜神記攷・八二頁）。

そして、干宝が老荘の思想にたいしてどの程度の理解を持ったのかが問題であるが、晋紀総論や周易注の一部にみられるように、終始これを排撃したのか、時代の人として多少はその哲理を認識しようとしたものか、やはり詳かにしない。周易は老、荘とともに三玄と称されたから、易学に素養の深かった干宝が、玄学に無関心ではありえず、その徒と交友関係もあったと思われる。しかし、その易が、このように前代以来の迷信的なものであって、ほぼ一世紀も早く、王弼が純理的に解釈したのにたいして、かなりの保守性と地方性を感じさせ、老荘の思想の理解についても同様の疑問を禁じえない。

一方、竹田氏は、この西野氏の論攷を理解したうえで、晋紀総論では干宝の漢易的な天人相関説が修正されている、と指摘される。晋紀総論は、懐帝、愍帝のごときは、讖の条件を備え、瑞祥をえて位に即いたにもかかわらず、それに応じうる能力を持たなかったために晋は滅亡したといい、それは「豈 上帝の我に臨みて其の心を弐にするか、将た 人 能く道を弘む、道の人を弘むるに非ざるか」と結論する、すなわち、天命が必ずしも常に人事を支配するのでなく、最終的には人間そのものが人事を左右する、というものである（干宝試論・三〇頁）。搜神記の著者たる干宝の、晋紀総論における老荘の風への非難とこの論とにみられる思想の疑問の解明が氏の論攷の主題であり、先述のように結論されたものである（二九一頁）。

干宝は、晋紀の晋武帝革命論（文選巻四九所収）でも、「帝王の興るには 必ず天命を俟つ、苟も代謝あるは 人事に非ざるなり」といって始め、「今 帝王 命を受けて其の終を用う、豈 人事ならんや 其れ天意ならんや」と結んでい

る。帝王、あるいは王朝の興亡は、かならず天命のしからしむるもので、魏も天命が絶えて位を晋に禅ったのであり、もとより天意によったもので人事ではない、というものである。しかし、その晋の滅亡の過程を眺めてみると、いかに干宝といえども、数々の人為的な原因が否定できず、また、天意を銜み、かつ人事の欠陥を克服するところに、中宗元皇帝の立場があるとするのであろう。すなわち、干宝には天人相関の漢易思想は根強かったが、そのうえで干宝はやはり歴史家であり、さらには元帝、王導の命を受けて修史に勤む史官であったと考えられるのである。

このように、干宝の思想はかなり多面の要素を含み、ある意味では徹底を欠くとみられるが、これはやはり六朝という時代から考えてみる必要があろうかと思う。

干宝の晋紀は、左氏にならって凡例をたてたが、史通序例篇（巻四）によれば、鄧粲（元明紀）、孫盛（魏氏春秋）ら晋の史家に史例が継承され、斉梁の沈約と蕭子顕の宋書志序、斉書序録に及んでいるという。その結果はごく形式的な面にしかあらわれなかったにしても、左伝を尊重し、精神的にも形式的にも、これを復興しようとする志向のあったことはたしかである。この時代に、文史が貴族の教養の中心を占めて、史学が独立し、修史が流行し、搜神記などを含む雑伝類も盛んに編纂されたが、断代紀伝体が正史と目されたのは、いうまでもなく、史記、とくに漢書を規範とした王朝史観というべきものが中心となったからである。これに変化を求め、あるいは簡約を志したものが、断代編年体をとり、春秋、左伝の精神と形式を受継ごうとした。したがって、いずれにしても治乱興亡の跡を敍述する以上、儒教的な国家観、史観が表面に打ちだされるのは当然である。そのなかで、干宝はあえて直筆したから、晋の王業の基礎の脆弱なことや元康放縦の風を強く非難することになり、それが例によって周初との対比において行なわれたから、晋紀総論がより儒教的な論旨に貫かれたのである。

しかし、儒教の抱束を離れて、史学の地位が上昇し、またその範囲が著しく拡大されたことも、重要な事実である。袁宏や沈約のような文人が後漢紀や宋書を撰し、また干宝が志怪の搜神記を著して、これらがともに歓迎された。干宝は、搜神記には虚錯の話を含むことを否定しないが（搜神記序）、晋紀にもときに浮訛を載せたといわれる。虚錯、浮訛と片付けては行過ぎるが、干宝の場合は、易学とが歴史と結びついたものである。魏の何晏は、その論語集解に明らかなように、儒者たると同時に老荘学者であったし、時代が降って、梁の武帝や顔之推は、やはり儒家であり、かつ熱心な仏教信者であった。

そして、干宝の易学は五行の災異思想にもとづく迷信的なものであったが、一方、王弼らの純理的な解釈はまことに進歩的で、当時としては、これらのすぐれた老荘思想家だけが到達しえた革新的な思想である。老荘の風を皮相的にしか追えない貴游の士には、流行への追随はあったにしても、これをそう容易には理解しがたく、むしろ一般には、その老荘への関心から、また戦乱流寓の社会不安から、博学の干宝や郭璞の説く京房以来の五行、卜筮の易術が、ひろく受けいれられる要素があったと思われる。

干宝は博学才器をもって著称され、陰陽術数を好んで周易に注し、これを歴史的に解釈し、志怪の搜神記を著し、また周官礼や春秋左伝に注し、晋紀においては、やはり史家、あるいは史官の立場を自覚して、左伝の凡例に則って直筆し、その総論では軽薄な老荘の風の流行を排撃し、天人相関説をなかば否定してきている。この多岐にわたり、ある意味では徹底を欠き、矛盾もする思想学術をいかに解すべきかは、いささかむつかしい問題である。

六朝時代の士大夫がひろく玄儒文史に豊かな教養を兼ねそなえていたことは、森三樹三郎氏が詳しく説かれたところである（六朝士大夫の精神・大阪大学文学部紀要三・一九五四年）。この時代には、礼教主義からの解放によって、思想

学風が多様となり、それが個人のうちにも顕著にみられるに至った。干宝も、おそらくその典型的な一人で、文を能くし、その多面な分野で才能を発揮したが、やはり本質的には儒家であり、史家であったと思われ、その立場から西晋滅亡の歴史を展望すれば、晋紀総論のごとくに論ずるのは、かならずしも矛盾とはいえまい。むしろ、晋紀が好評を拍した一因が、その辺にあろうかとも考えられる。ただ、その漢易の尊重にしても、老荘にたいしても、あるいはその史観にしても、南人であったせいか、また西晋滅亡直後の時代を生きたせいか、多分に保守的であったことは否めないであろう。

編年体史として晋紀を考察しようとして、少からず主題からそれるきらいを生じたが、六朝の編年体史には多くの問題が示唆されており、晋紀に関していささか考えるところはあったかと思う。宋略には宋書以来の断限の問題があり、梁典には時代の区分観がある。引きつづいてこれらを合わせ考察するを要するとして、ここではその序説にとどまるものである。

註

(1) ( ) 内の書名、巻数は隋書経籍志による。ただし、王劭の北斉志は、隋志に 斉志 とあるものである。

(2) この上疏の時期は確定できないが、晋書巻六二王導伝には、王導の任司空（大興四年七月）、領司空、徐龕の叛（同二年四月）と孝懐太子詮の遇害（三年五月）とのあいだに書かれており、これらには 会 時 と冠せられて、必ずしも年月の順序に適ってはいまいものの、ほぼこの前後と推定できよう。劉汝霖が東晋南北朝学術編年（一九三六年・商務印書館）においてその

冒頭の建武元年（三一七）に繋けているのは、出処を晋書元帝紀としているが、根拠がない。

（3）長文ではあるが、文選巻四九所収の全文を掲げる。なお、漢学堂叢書には校勘が附されていて、晋書以下の諸書の删略の具合についても詳しく、本文の多少の字句の異同も指摘されているが、文選所収の総論は文意が完全に通じ、またここには読下し文を提示するので、校異を注記しない。

晋紀総論

史臣曰く。昔 高祖宣皇帝 雄才碩量を以て 運に応じて仕う。魏の太祖の基を創むるの初めに値い、軍国を籌画して 嘉謀 屢中り、遂に輿軫に服し、三世に駆馳す。性 深阻にして 城府の如きあり、而も能く寛綽にして 以て容納し、行 数に任せて 以て物を御し、而も人を知りて善く采抜す。故に賢愚 咸な懐き、小大 力を畢す。爾して乃ち 鄧艾を農隙に取り、州泰を行役に引き、委するに文武を以てし、各 其の事を善くす。故に能く 西 孟達を禽にし、東 公孫淵を夷げ、内 曹爽を夷げ、外 王陵を襲い、神略独断、征伐 四に克ち、羣后を維御し、大権 己に在り。屢 諸葛亮節制の兵を拒ぎ、而して 東 呉人輔車の勢を支え、軍旅 屢 動き、辺鄙 虧くるなし。是に於て 百姓 能に与し、大象 始めて構う。

世宗 基を承け、太祖 業を継ぐ。玄豊 内を乱し、欽誕 外に寇す。潜謀 密なりと雖も、幾に在りて必ず兆す。淮浦 再び擾るるも、許洛 震がず。咸な異図を黜け、用て前烈を融し、然る後 鐘鄧に推轂し、庸蜀に長駆し、三関 電掃し、劉禅入りて臣となる。天符 人事 是に於て信なり。始めは非常の礼に当り、終りは備物の錫を受く。名器 周公より崇く、権制 伊尹より厳たり。

世祖に至りて遂に皇極を享け、位を正して体に居り、言を重んじて法を慎み、仁 以て下に厚く、倹 以て用を足し、和にして弛ならず、寛にして能く断ず。故に民 惟新を詠じ、四海 悦勧す。祖宗の志を聿修し、戦国の苦を輯げんと思えども、腹心同ぜず、公卿 議を異にす。而して独り羊祜の策を納れ、善なるを以て従いて衆の為にす。故に咸寧の末に至り、遂に羣議を排

して、王杜の決に杖り、舟を三峽に汎べ、馬に桂陽に介し、役 二時ならずして 江湘 来同す。呉蜀の塁垣を夷げ、二方の険塞を通じ、唐虞の旧域を掩い、正朔を八荒に班つ。太康の中、天下 書は文を同じうし、車は軌を同じうす。牛馬 野に依り、余糧 畝に棲り、行旅 草舎し、外閭 閉じず。民 相遇う者 親の如く、其の匱乏なる者は 資を道路に取る。故に 時に 天下 窮人なしの諺あり。太平 未だ洽からずと雖も、亦 以て 吏 其の法を奉じ、民 其の生を楽しみ、百世の一時なるを明らかにするに足る。

武皇 既に崩じ、山陵 未だ乾かざるに、楊駿 誅せられ、母后 廃黜せられ、朝士旧臣の夷滅せらるる者 数十族なり。尋ぐに二公楚王の変を以てす。宗子 維城の助なくして、閼伯実沈の郤 歳ごとに構え、師尹 具瞻の貴なくして、顚墜戮辱の禍 日々にあり。乃ち 天子に易うるに太上の号を以てし、免官の謡あるに至る。民 徳を見ず、唯 乱を是れ聞く。朝には尹周となり、夕には桀跖となる。善悪 成敗に陥り、毀誉 勢利に脅さる。是に於て 軽薄干紀の士 姦智を役して 以て之に投ずること、夜蟲の火に赴くが如く、内外 混淆し、庶官 才を失い、名実 反錯し、天綱 紐を解き、国政 迭に乱人に移り、禁兵 外 四方に散ず。方岳 鈞石の鎮なく、関門 結草の固なし。李辰 石冰 之を荆楊に傾け、劉淵 王弥 之を青冀に撓す。二十余年にして 河洛 墟となり、戎羯 制を称し、二帝 尊を失い、山陵 所なし。何ぞや。樹立 権を失い、託付 才に非ず、四維 張らずして、苟且の政 多ければなり。夫れ 法を治に作すも、其の弊 猶 乱る。法を乱に作さば、誰か能く之を救わん。故に時に 天下 暫く弱きに非ざるなり。軍旅 素なきに非ざるなり。彼の劉淵は 離石の将兵都尉にして、王弥は 青州の散吏なり。蓋し 皆 弓馬の士、駆走の人、凡庸の才なり、呉の先主、諸葛孔明の能に非ざるなり。新起の寇、烏合の衆なり、呉蜀の敵に非ざるなり。耒を脱きて兵となし、裳を裂きて旗となす、戦国の器に非ざるなり。下より上に逆う、鄰国の勢に非ざるなり。然るに 成敗 効を異にし、天下を擾すこと 羣羊を駆るが如く、二都を挙ぐること 遺芥を拾うが如し。将相侯王 頭を連ねて戮を受け、奴僕とならんと乞えども、猶 獲ず。后嬪妃主 戎卒に虜辱せらる。豈 哀しからずや。

夫れ 天下は大器なり、羣生は重畜なり。愛悪 相攻め、利害 相奪う、其れ 勢の常なり。水を防に積み、火を原に燎すが若く、未だ嘗て暫くも静かならざるなり。器 大なる者は 小道を以て治むべからず。勢 動く者は 争競を以て擾んずべからず。古先の哲王は 其の然るを知れるなり。是を以て 其の大患を扞ぎて 其の功を有せず、其の大災を禦ぎて 其の利を尸せず、百姓 皆 上徳の己を生かすを知りて、己に浚りて以て生くるを謂わず。是を以て 感じて之に応じ、悦びて之に帰すること、晨風の北林に鬱し、龍魚の淵沢に趣くが如し。天に順って其の運を享け、人に応じて其の義を和す。然る後 礼文を設けて以て之を治め、刑罰を断じて 以て之を威し、好悪を謹んで以て之に示し、禍福を審かにして 以て之を喩し、明察を求めて 以て之を官にし、慈愛を篤くして 以て之を固くす。故に 衆 向方を知り、皆 其の生を楽しみて 其の死を哀しみ、其の教を悦びて 其の俗に安んず。君子は礼を勤め、小人は力を尽くし、廉恥 家閭に篤く、邪僻 胷懐に銷す。故に 其の民 危きを見て以て命を授くるあり、生を求めて以て義を害せず。又 況んや 臂を奮い大呼して之を聚むるに、紀を干して乱を作すの事を以てすべけんや。基 広ければ 則ち 傾け難く、根 深ければ 則ち 抜き難し。理 節なれば 則ち 乱れず、膠結すれば 則ち遷らず。是を以て 昔の天下を有つ者 長久なりし所以なり。夫れ 豈 僻主なからんや、道徳典刑に頼りて以て之を維持するなり。故に 延陵の季子の 楽を聴いて以て諸侯存亡の数 短長の期を知るは、蓋し 民情風教は国家安危の本なればなり。

昔 周の興るや、后稷 姜源に生れて、天命 昭顕なり、文武の功 后稷より起る。故に 其の詩に曰く、「思 文ある后稷、克く彼の天に配す」と。又 曰く、「我が蒸民を立つる、爾の極に匪ざることなし」と。又 曰く、「実に穎 実に栗、有邰の家屋に即く」と。公劉に至りて、狄人の乱に遭い、邰を去りて豳に之き、身 厥の労に服す。故に 其の詩に曰く、「乃ち糇糧を裹む、槖に囊に。陟りては 則ち巘に在り、復た 降りて原に在り」と。以て其の民を処く。以て大王に至り、戎翟の逼る所となり、百姓の命に忍びず、策を杖きて 之を去る。故に 其の詩に曰く、「来りて朝に馬を走らせ、西水の滸に率い、岐の下に至る」と。周民 従って之を思うて曰く、「仁人なり、失うべからず」と。故に 之に従うこと 市に帰するが如し。之に居ること 一年にし

て邑を成し、二年にして都を成し、三年にして其の初に五倍す。毎に 労来して之を安集す。故に 其の詩に曰く、「乃ち慰んじ乃ち止り、乃ち左し 乃ち右す。乃ち疆し 乃ち理め、乃ち宣し 乃ち畝す」と。以て 王季に至りて、能く其の徳音を貊す。故に 其の詩に曰く、「克く明かに 克く類ち、克く長たり 克く君たり。載ち之に光を錫う」と。文王に至りて、備さに旧徳を修めて、惟れ其の命を新たにす。故に 其の詩に曰く、「惟れ此の文王 小心翼翼たり。昭かに上帝に事え、聿に多福を懐す」と。此に由りて之を観れば、周家 世 忠厚を積み、仁 草木に及び、内 九族に睦じく、外 黄耇に尊事し、養老 乞言、以て其の福禄を成すなり。而して 其の后妃 四教を躬行し、師傅を尊敬し、澣濯の衣を服し、煩辱の事を脩め、天下を化するに 婦道を以てす。故に 其の詩に曰く、「寡妻に刑り、兄弟に至り、以て家邦を御む」と。是を以て 漢浜の女 絜白の志を守り、中林の士 純一の徳あり。故に曰く、文武 天保より以上は内を治め、采薇より以下は外を治む。憂勤より始り、逸楽に終る。是に於て 天下三分して二を有するも、猶 以て殷に服事し、諸侯の期せずして会する者 八百なるも、猶 曰う、天命 未だ至らず、と。三聖の智を以て 独夫の紂を伐つも、猶 其の名教を正して、曰く、逆に取りて順に守る、と。大を保んじ 功を定め、民を安んじ衆を和するも、猶 大武の容を著にし、曰く、未だ善を尽さず、と。周公 変に遭うに及び、后稷先公風化の由る所、王業を致すの艱難なる者を陳ぶ。則ち 皆 農夫女工衣食の事なり。故に 后稷の始めて基して 民を静めしより、十五王にして 文 始めて之を平げ、十六王にして 武 始めて之に居り、十八王にして 康 克く之を安んず。故に 其の 基を積み 本を樹て、礼俗を経緯し、人情を節理し、民事を恤隠すること、此の如く纏綿たり。爰に 上代に及び、文質 時を異にし、功業 同じからずと雖も、其の 民を安んじ 政を立つるに及びては、其の揆一なり。

今 晋の興るや、功は百王より烈、事 三代より捷、蓋し 為にするありて 以て之を為すなり。宣景 多難の時に遭い、務めて英雄を伐ち、庶桀を誅し、以て事に便せしこと、公劉 大王の仁を脩むるに及ばざるなり。遺を受け 政を輔け、屢 廃置に遇う。故に 斉王 不明にして 庸を亳に思うを獲ず。高貴 沖人にして 子に明辟を復するを得ず。二祖の禅代の期に逼りしこと、

三分八百の会を待つに暇あらざるなり。是れ 其の 基を創め 徳を立つること、先代に異る者なり。

又 之に加うるに 朝に純徳の士 寡く、郷に不二の老 乏しきを以てす。風俗 淫僻にして 恥尚 所を失い、学ぶ者は 荘老を以て宗と為して 六経を黜け、談ずる者は 虚薄を以て弁と為して 名検を賤み、身を行う者は 放濁を以て通と為して 節信を狭しとし、進みて仕うる者は 苟に得たるを以て貴と為して 正に居るを鄙み、官に当る者は 望空を以て高しと為して 勤恪を笑う。是を以て 三公を目するに蕭机の称を以てし、上議を標するに虚談の名を以てす。劉頌 屢 治道を言い、傅咸 常に邪正を糾す。皆 之を俗吏と謂う。其の 虚曠に倚杖し、無心に依阿する者は、皆 名 海内に重し。若し夫れ 文王 日 昃きて暇食せず、仲山甫 夙夜 懈らざるは、蓋し共に嗤点して 以て灰塵と為して 相 詬病するなり。是に由りて 毀誉 善悪の実を乱し、情慝 貨欲の塗に奔り、選ぶ者は 人の為に官を択び、官にある者は 身の為に利を択ぶ。而して鈞を秉り 軸に当るの士は、身 官を兼ぬること 十を以て数えて、大は其の尊を極め、小は其の要を録し、機事の失 十に恆に八九なり。而して 世族貴戚の子弟は、陵邁超越して 資次に拘わらず、悠悠たる風塵 皆 奔競の士にして、列官千百 賢に譲るの挙なし。子真 崇譲を著すも 而も之を省るなく、子雅 九班を制するも 而も用うるを得ず、長虞 数 直筆するも 而も糾す能わず。其の婦女 荘櫛織紝 皆 成を婢僕に取り、未だ嘗て女工絲枲の業 中饋酒食の事を知らざるなり。時に先んじて婚し、情に任せて動く。故に 皆 淫逸の過を恥じず、妬忌の悪に拘わらず。舅姑に逆うあり、剛柔を反易するあり、妾媵を殺戮するあり、上下を黷乱するあるも、父兄之を罪せざるなり、天下 之を非るなきなり。又 況んや 之に 四教を古に聞き、貞順を今に脩め、以て 君子を輔佐するを責む る者をや。礼法刑政 此に於て大いに壊る。室 斯に構えて 其の鑿契を去るが如く、水 斯に積りて 其の堤防を決するが如く、火 斯に畜えて 其の薪燎を離すが如きなり。国の将に亡びんとする、本 必ず先ず顚るとは、其れ此の謂か。

故に 阮籍の行を観て 礼教崩弛の由る所を覚り、庾純 賈充の事を察して 師尹の多僻を見、呉を平ぐるの功を考えて 将帥の譲らざるを知り、郭欽の謀を思いて 戎狄の釁あるを悟り、傅玄 劉毅の言を覧て 百官の邪を得、傅咸の奏 銭神の論を核めて

寵賂の彰るるを覩る。民の風 国の勢 此の如し。中庸の才 守文の主を以て 之を治むと雖も、辛有 必ず之を祭祀に見、季札 必ず之を声楽に得、范燮 必ず之が為に死を請い、賈誼 必ず之が為に痛哭せん。又 況んや 我が恵帝 蕩蕩の徳を以て之に臨むをや。故に 賈后 虐を六宮に肆にし、韓午 乱を外内に助く。其の由って来る所の者 漸なり。豈に 特に一婦人の悪に繫らんや。

懐帝 承乱の後 位を得て彊臣に羈せられ、愍帝 奔播の後 徒に其の虚名に廁る。天下の政は 既に已に去れり。命世の雄に非ずんば 之を取ること能わざるなり。然れども 懐帝 初め載れて 嘉禾 南昌に生じ、気を望む者 又 云う、予章に天子の気あり、と。国家多難 宗室 迭いに興るに及びて、愍懐の正 淮南の壮 成都の功 長沙の権を以て、皆 傾覆に率す。而も 懐帝は予章王を以て天位に登る。劉向の讖に云う、滅亡の後 少くして水名の者 之を得、事を起す者 秦川に拠り、西南に乃ち其の明を得ん、と。按ずるに 愍帝は蓋し秦王の子なり、位を長安に得たり。固に秦の地なり。而して 西 南陽王を以て右丞相と為し東 琅邪王を以て左丞相と為す。上 諱は業、故に 鄴を改めて臨漳と為す。漳は水名なり。此に由りて之を推すに、亦 徴祥あれども、而も 皇極 建たず、禍辱 身に及べり。豈 上帝 我に臨みて其の心を弐するか、将た 人 能く道を弘む、道の人を弘むるに非ざるに由る者か。

淳耀の烈 未だ渝らず。故に 大命 重ねて中宗元皇帝に集れり。

(4) したがって、干宝が尊重した春秋左伝の凡例とは、杜預が春秋経伝集解の序に、「故発伝之体有三、而例之情有五」として掲げる左伝成公一四年に君子の曰う五例を、さらに承けたものであることは明らかであろう。すなわち、これを杜氏注とともに示せば、

君子曰、春秋之称、微而顕辞微而義顕、志而晦志記也、晦亦微也、謂約言以記事、事敍而文微、婉而成章婉曲也、謂曲屈其辞、有所辟諱、以示大順而成篇章、尽而不汙謂直言其事、尽其事実、無所汙曲、懲悪而勧善善名必書、悪名不滅、所以為懲勧、非聖人誰能脩之。

である。なお、杜預の序文にはつぎのように附説している。

一曰微而顯、文見於此、而起義在彼、称族尊君命、舎族尊夫人（成公一四年）、梁亡（僖公一九年）、城緣陵（僖公一四年）之類是也。二曰志而晦、約言示制、推以知例、参会不地（桓公二年）、与謀曰及（宣公七年）之類是也。三曰婉而成章、曲従義訓、以示大順、諸所諱辟、璧仮許田（桓公元年）之類是也。四曰尽而不汙、直書其事、具文見意、丹楹（荘公二三年）、刻桷（荘公二四年）、天王求車（桓公一五年）、斉侯献捷（荘公三一年）之類是也。五曰懲悪而勧善、求名而亡、欲蓋而章、書斉豹盗（昭公二〇年）、三叛人名（襄公二一年、昭公五年、昭公三一年）之類是也。推此五体、以尋経伝、触類而長之、附於二百四十二年行事、王道之制、人倫之紀、備矣。

（5）資治通鑑には、巻八二恵帝元康七年九月の王戎の司徒昇任の条に、元康放縦の風が詳説されてい、巻九三成帝紀咸和元年に、前掲の卞壼が色をなして怒ったという世説新語の話が収録されている。